

山形市高齢者保健福祉計画 (第8期介護保険事業計画)

令和4年度 各施策の取組状況

I 地域包括ケアシステムの確立

1 地域包括支援センターによる支援体制の強化

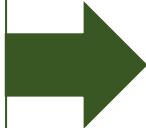
(1) 地域包括支援センターの体制強化

①日常生活圏域の設定

- 鈴川地区を独立した1つの圏域とする

②地域包括支援センターの適切な人員体制の確保

- 高齢者数、担当地区数を考慮した専門職配置の実施
- 効果的かつ効率的な体制整備のため、事務職配置を実施



①日常生活圏域の設定

【取組内容】

- R3より鈴川地区を独立した1つの圏域とした。同圏域に属していた東沢地区は第12圏域（第五地区・第八地区）に移行。

【課題と今後の対応】

- 人口動態や地域特性等を注視しながら、適切な圏域設定について検討を続ける。

②地域包括支援センターの適切な人員体制の確保

【取組内容】

- 三職種の増員配置
市独自で実施している配置基準を継続。

○事務職等配置加算

令和4年度より事務職等の増員配置を全センターにて実施した。

事務職の配置により、専門職が専門性を活かした業務に注力できるようになり、地域住民へのサービスの向上が図られた。

○5人目の専門職の配置の取扱い（R4）

方針により配置することとしている5人目の専門職について、常勤専従の三職種が配置できない場合の対応として資格要件及び勤務形態の拡大を認めた。

【課題と今後の対応】

専門職の配置基準や委託料の金額等について検討を続ける。

I 地域包括ケアシステムの確立

1 地域包括支援センターによる支援体制の強化

(1) 地域包括支援センターの体制強化

③地域包括支援センター業務の効果的な実施

- I C Tを活用した会議の開催等、効率的な業務体制の構築
- センターの役割や機能の広報周知

④地域包括支援センターの評価

- センターの自己評価、市の評価を行い、その課題を協議

⑤基幹型地域包括支援センターの役割の強化

- 基幹型センターによる課題集約・分析や対応方法の検討等後方支援



③地域包括支援センター業務の効果的な実施

【取組内容】

- センター長会議や機能別部会など、多くの会議等をオンラインにて開催した。
- 提出書類の押印の一部廃止や、データでの提出を可能とした。
- チラシ及びポスターを作成し、関係機関や医療機関に配布、設置を依頼。「高齢者保健福祉のしおり」など市民向けの広報物に掲載した。

【課題と今後の対応】

- 諸手続きのさらなる簡略化や効率化に取り組む。

④地域包括支援センターの評価

【取組内容】

- 市及び各センターの業務改善につなげるための評価事業（運営状況調査、ヒアリング）を実施した。
- 評価事業の結果は、センターや地域包括ケア推進協議会に提示し意見を聴取している。また、ヒアリングした際の質問についてもセンター長会議にて回答を提示した。

【課題と今後の対応】

- P D C Aサイクルに沿った運営に向け、評価を通した業務改善状況の確認と課題把握に努める。

⑤基幹型地域包括支援センターの役割の強化

【取組内容】

- 地域包括支援センターを含む地域支援事業者同士の協力体制の促進を図るための情報交換等を実施した。
- 各地域包括支援センターの抱える業務の課題についての検討や対応（市や他機関との協議、MCSによる好事例等の共有など）に取り組んだ。

【課題と今後の対応】

- 各地域包括支援センターにおける課題整理方法の見直しや課題整理の方法などについて検討が必要である。

I 地域包括ケアシステムの確立

1 地域包括支援センターによる支援体制の強化

(2) 地域ケア会議の強化・充実

①個別地域ケア会議

- 行政機関や専門機関等との連携による支援困難事例の解決

②自立支援型地域ケア会議

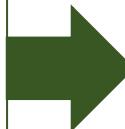
- 市内の居宅介護支援事業所、小規模多機能型居宅介護事業所等の会議への参加の推進

③地域ケア調整会議

- 個別地域ケア会議等で明らかになった課題への対応を検討

④地域包括ケア推進協議会

- 定期的に開催し、全市的な対応の検討、施策の進捗状況の評価



①個別地域ケア会議

- 【取組内容】 ○地域包括支援センターにおける積極的な開催を支援(R4:80件)
○地域包括支援センターと課題整理の流れを共有し、地域ケア会議において課題と捉えられた事項について隨時市内ブロック単位等で協議を行い、解決につなげていくことを整理した。

【課題と今後の対応】

- 会議からみえた地域課題を整理・分析できるよう、基幹型地域包括支援センターと協働し支援する。

②自立支援型地域ケア会議

- 【取組内容】 ○会議より得られた自立支援に資する好事例や、自立支援に役立つ助言内容を居宅・サービス事業者へ周知した。
(R4: (看護) 小規模多機能型 13事業所が参加)

【課題と今後の対応】

- 令和3年度から5年度までに市内すべての居宅・小多機・看多機が少なくとも1回参加できるよう、介護保険課と連携しながら進めていく。

③地域ケア調整会議

【取組内容】

- 「高齢者虐待防止に向けた連携協働体制の強化」「居宅研修会の効率的開催や一体的取組」などについて地域包括ケアに係る機関の代表者で対応策を協議し、地域包括ケア推進協議会や第1層生活支援体制整備事業協議体で協議し、全市的な取組へつなげた。

【課題と今後の対応】

- 多分野が関わる複合化・複雑化した課題については、「福祉まるごと会議」等の各種会議と連携を図りながら、協議を進めていく必要がある。

④地域包括ケア推進協議会

- 【取組内容】 令和4年度は協議会を3回開催し、令和3年度の施策の進捗状況の評価等を協議した。(開催日: R4.7.7、R4.12.8、R3.3.22)

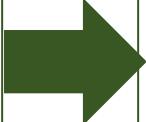
【課題と今後の対応】 引き続き開催する

I 地域包括ケアシステムの確立

1 地域包括支援センターによる支援体制の強化

(3) 包括的な支援体制の構築

- 多機関協働による包括的な支援体制を強化
- 「我が事・丸ごと地域づくり推進事業」を発展させ、重層的支援体制整備事業を実施することを目指す



【取組内容】

- 多機関協働による包括的な支援体制の強化
複雑化・複合化した課題や制度の狭間にある課題に対応するため、多機関コーディネーター、福祉まるごと相談員を配置し、関係機関と連携を図りながら支援を実施。

○重層的支援体制整備事業の実施

重層的支援体制整備事業を実施し、包括的相談支援、参加支援、地域づくりを一体的に取り組んでいる。

【課題と今後の対応】

- 重層的支援体制整備事業の実施において、関係機関や地域と継続的な連携体制を構築すること。

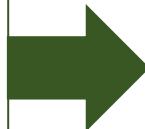
I 地域包括ケアシステムの確立

2 介護予防・生活支援・地域づくりの推進

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

①介護予防・生活支援サービス事業

- 高齢者の自立支援に向け、サービスCの利用促進及び趣旨普及
- 居場所づくりや移動支援等の取組について、補助金による支援
- ボランティアポイントの検討等、担い手育成を支援



①介護予防・生活支援サービス事業

【取組内容】

- 介護予防・日常支援サービス事業 通所型サービスC「山形市元気あっぷ教室」の利用を促進します。
- 介護予防・生活支援サービスは「原則Cから利用」を徹底し、通所型サービスCが必要な方が適切なサービスにつながるようチラシを作成し医療機関（204か所）に配布した。

【課題及び今後の対応】

- 引き続き、必要な方が適切なサービスにつながるよう、関係機関と連携し検討する必要がある。
- 利用後の地域活動への参加やセルフマネジメントが継続できるよう、関係機関と連携する必要がある。

I 地域包括ケアシステムの確立

2 介護予防・生活支援・地域づくりの推進

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

②一般介護予防事業

- 住民主体の通いの場（いきいき百歳体操等）の充実
- 介護予防教室等、リスクが高い地区等へ重点的な支援

③高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

- 一体的実施に向け、各種情報の分析、事業内容の検討



②一般介護予防事業

【取組内容】

- 住民主体の通いの場に対し、立ち上げ・継続支援としてプレゼンテーション、リハビリテーション専門職による体力測定や介護予防に関する講師派遣を実施した。
- 市主催の介護予防教室、地域のサロン等に講師を派遣する介護予防講座、介護予防の機能低下リスクが高い重点地区に集中して行う教室、お口若がえり講座を実施した。

【課題と今後の対応】

- 住民主体の通いの場の箇所数が地域により偏りがある圏域への支援を継続する。
- 新型コロナウイルス感染症の状況に応じた立ち上げ、活動再開の支援強化を行う。

③高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

【取組内容】

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和5年度からの実施に延期になった。
- 所管課がKDB（国保データベース）を活用した情報分析を行い、関係部署とともに事業内容を検討し令和5年度より実施する。

【課題と今後の対応】

- 令和5年度は糖尿病重症化予防の取組みを中心に、疾病予防とフレイル予防の啓発を実施する。

I 地域包括ケアシステムの確立

2 介護予防・生活支援・地域づくりの推進

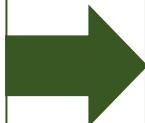
(2) 生活支援体制整備事業の推進

①生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）

- 生活支援コーディネーターが把握した地域ニーズや課題等の見える化

②生活支援の体制整備に向けた協議体

- 協議体への民間企業の参画等、実効性を確保
- 就労的活動支援コーディネーターの配置の検討



①生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）

【取組内容】

- 市全域を単位に第1層生活支援コーディネーターを1名、日常生活圏域を単位に第2層生活支援コーディネーターを14名配置し、地域ニーズを把握するとともに、地域支え合い活動等の継続活動等の支援を行った。

- 高齢者の役立つ社会資源集「生活お役立ちガイドブック」の更新・発行

- 担い手養成研修（訪問A従事者及び支え合いによる生活支援の担い手養成）の開催（R4：3回（35人参加））

【課題と今後の対応】

- 地域ニーズや地域活動を見える化し、計画的に取組を進めていくとともに、進捗状況の把握や自己評価等を行い、PDCAサイクルに沿った活動を進める。

- 研修等を継続実施し、多様な担い手を養成する必要がある。

②生活支援の体制整備に向けた協議体

【取組内容】

- R3及びR4は見守りをテーマとして第1層協議体を開催し、高齢者等の自宅を訪問する民間事業者と、警察、行政の協働による、地域における見守り体制の構築に向けた協議を行った。

- 第2層協議体は、地域包括支援センターのネットワーク連絡会や地域福祉推進会議など、地区関係者を含む多様な主体が参画する既存の会議を活用し、地域のニーズや資源の把握、資源の創出等について協議を進めた。

【課題と今後の対応】

- 多様な関係者が主体的に協議できる場となるよう、生活支援コーディネーター等の活動を通して、地域資源や地域ニーズの見える化への取組を検討していく。

I 地域包括ケアシステムの確立

2 介護予防・生活支援・地域づくりの推進

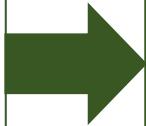
(3) ケアマネジメントの質の向上とインフォーマルサービスの充実

①ケアマネジメントの質の向上

- 適切なケアマネジメントの周知啓発
- 多職種が参画する情報交換会の実施
- A I を活用したケアマネジメントの推進

②インフォーマルサービスの充実

- 対象エリアを限定し、地域版生活お役立ちガイドブックの作成



①ケアマネジメントの質の向上

【取組内容】

- ケアマネジメントに関する基本方針の策定と周知を行った。
- 基幹型地域包括支援センターが中心となり、介護サービス事業所連絡会の組織化・開催を支援した。
- 試行的にA I ケアプランを作成するモデル事業を実施し、有効性について検証した。（R 4：5事業所 70件）
- 居宅介護支援事業所等研修を開催し、ケアマネジャーの資質向上を図っている。（R4：4回）

【課題と今後の対応】

- 自立支援に資するケアマネジメントを引き続き推進するとともに、インフォーマルサービスを含むケアマネジメントの質の向上を図る必要がある。また、介護サービス事業所における自立支援への理解とその実践を広げていく必要がある。
- 居宅介護支援事業所等研修の場でA I ケアプラン作成モデル事業の報告を行い、令和4年度事業で作成した検証報告書を用いながらA I の更なる発展を呼び掛けていく。

②インフォーマルサービスの充実

- ##### 【取組内容】
- 生活支援コーディネーターや地域包括支援センターが把握したインフォーマル・民間を含む社会資源の情報を提供。（「生活お役立ちガイドブック」）

- 第4回居宅介護支援事業所等研修において、インフォーマルサービスの活用を取り上げ、事例を交えた講義を行った。

【課題と今後の対応】

- 第2層生活支援体制整備協議体を活用しながら、各地域版の生活お役立ちガイドブックの作成を検討する。
- 市民が紙媒体のみならず電子媒体で社会資源の情報を容易に検索できるよう、情報提供体制を検討する。

I 地域包括ケアシステムの確立

2 介護予防・生活支援・地域づくりの推進

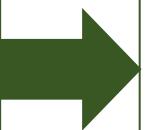
(4) 社会参加・健康づくりの推進

①社会参加の推進

- 高齢者の就労支援
- 老人クラブ活動の推進
- 様々な地域福祉活動への支援
- 老人福祉センターの活用

②健康づくりの推進

- 「S U K S K (スクスク) 生活」、
「山形市健康づくり21」の取組による、
健康寿命の延伸（所管課：健康増進課）



①社会参加の推進

【取組内容】

- シルバー人材センターの運営を支援し、高齢者の経験と能力を活かした就業機会を確保した。・正会員数：1,312人、就業率：67.1%
- 生涯現役促進地域連携事業として実施している「よりあい茶屋（カフェ）」による高齢者の雇用・就業機会を創出した。
・就業相談者数：253人、就業決定者数：81人
- 地域を基盤とする単位老人クラブの活動を支援し、高齢者の生きがいづくりや社会参加機会を拡大した。
・単位老人クラブ数：67クラブ、会員数：2,794人
- 地域支え合いボランティア活動支援事業費補助金として地域福祉活動に対して補助をした。（R4：14団体）

【課題と今後の対応】

- 老人クラブの会員数は減少し続けており、会員数の確保や地域における活動の活性化が課題となっており、高齢者の活動・活躍の場として活用されるよう、地域関係者との連携など効果的な事業展開を図る。
- 介護予防の観点から、元気高齢者の社会参加や就労機会の増加を支援する
- 地域福祉活動の継続支援や新たな団体への立ち上げ支援など、第2層生活支援コーディネーター等と検討していく。

②健康づくりの推進

【取組内容】

- 「S U K S K (スクスク) 生活」、「山形市健康づくり21」の取組を関係各課と連携し推進

【課題と今後の対応】

- 引き続き連携しながら取組を推進

I 地域包括ケアシステムの確立

2 介護予防・生活支援・地域づくりの推進

(5) 介護者支援

①地域包括支援センター等による相談支援

- 介護に対する理解促進のための取組

②家族介護者への支援

- 引き続き、紙おむつ支給事業等の支援を実施



①地域包括支援センター等による相談支援

【取組内容】

- 高齢者等本人についての相談のみならず、家族等の仕事と介護の両立についてなど、世帯支援に関わる相談に応じている。
- また、介護者を含む世帯へも目を向けた支援が出来るよう、世帯支援についての研修会を実施した。(R4 : 1回)
- 家族介護者の負担や悩みに傾聴し、必要に応じ、適切な支援機関につなぐため、地域包括支援センター職員や介護支援専門員を対象に、仕事と家族の両立に向けた制度活用や傾聴力等のコミュニケーション能力の向上に資する研修を実施した。(R4:1回)

【課題と今後の対応】

- 仕事と家族の両立に向けた制度活用や傾聴力等のコミュニケーション能力の向上に資する研修等を実施していく。

②家族介護者への支援

【取組内容】

- 家族介護者交流会の実施
令和4年度は前年度に引き続きコロナ禍により交流会の実施を中止した。
(令和元年度実績：全5回、延べ53人参加)

- 家族介護者へ介護者激励金を支給(支給人数449人)

- 紙おむつ支給事業を引き続き実施(支給人数404人)
物価高騰の影響により紙おむつ単価の値上げが続く中、支給枚数の減少や値上げの度に再申請を行う受給者負担の軽減を図るため、当面R4.9.30時の単価により支給する時限的措置を実施。

また、地域支援事業における任意事業において交付金活用上限額に対する不足額を見据え、今後における事業対象者への安定かつ継続したサービスを提供するため、要綱改正の上財源の組替を実施。

【課題と今後の対応】

- 介護者のニーズに応じたアフターコロナにおける交流会の実現
- 紙おむつ単価値上状況を加味した支給上限額の引き上げ検討

I 地域包括ケアシステムの確立

3 医療と介護の連携推進

(1) 在宅医療・介護連携推進事業の推進

①現状分析・課題抽出・施策立案

- 地域の医療資源・介護資源の把握
- 在宅医療・介護連携の課題の抽出
- 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進

②対応策の実施

- 在宅医療・介護関係者に関する相談支援
- 地域住民への普及啓発
- 医療・介護関係者の情報共有の支援
- 医療・介護関係者の研修
- 地域の実情に応じて行う医療・介護関係者への支援



①現状分析・課題抽出・施策立案

【取組内容】

- 把握した介護、医療、薬局等の情報をマップ化し、インターネットウェブ上で情報発信
- ニーズ調査や住民懇談会などから課題抽出を行い、人生会議・在宅療養の普及啓発に向け、在宅医療・介護連携室拡大運営会議において在宅療養を担う医師やケアマネジャー等と意見交換を実施
- 「山形市入退院支援フロー(地域版)」の活用や連携状況について関係者より聞き取りし、必要な見直しや今後の取組について検討した。

②対応策の実施

【取組内容】

- 市医師会内に、在宅医療・介護連携室「ポピー」を設置。介護保険や医療の知識を有する看護師、ソーシャルワーカーを配置。
(相談件数 R4年度 : 115件)
- 住民サロンや地域住民の研修会などへ出向き、出張勉強会等を実施。
(R4年度 : 6回) また、R3年度には人生会議・在宅療養普及啓発動画を作成した。
- 情報共有支援システム「ポピーねっとやまがた」の導入と普及を継続実施
- 多職種を対象とした、医療・介護的知識の向上や意思決定支援、連携促進に向けた研修や介護事業所、医療機関への出張勉強会、在宅療養事例集の周知を実施した。
(研修3回、出張勉強会5回)

【課題と今後の対応】

- 高齢化や病床の機能分化が進む中、在宅療養の普及を進め、多機関が連携したチームによる支援体制（看取りや認知症への対応を含む）を構築していくため、連携体制強化に向けて、意思決定支援などの研修等を継続していく。
- 人生会議（ACP）、在宅療養に効果的なサービス等について、本人や支援者等への普及啓発をポピーを中心に地域包括支援センターや生活支援コーディネーター等と継続して進める。

I 地域包括ケアシステムの確立

4 認知症施策の総合的な推進

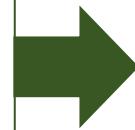
(1) 普及啓発・本人発信支援

①認知症に関する理解促進

- 認知症サポーターの養成と活動支援
- 認知症サポーターの知識・理解の向上支援

②相談先の周知

- 認知症サポートブックの積極的な活用



①認知症に関する理解促進

【取組内容】

- 認知症サポーター養成講座：37回、1,277人受講（H18～受講者数29,307人）
 - ・認知症サポーター養成講座受講者累計数の山形市人口に対する割合：12.27%
 - ・企業・職域型、学生対象の開催実績：13回、602人
- 講座受講者アンケートで活動意向を確認：意向あり：1,136人（R5.3月末現在）
 - ・活動意向者のリストは、認知症地域支援推進員、地域包括支援センター、生活支援コーディネーターと共有。「認知症について考える市民セミナー」で6人の協力サポーターから受付・誘導等の協力を得た。
- チームオレンジ立上げモデル事業の中で対象となる拠点2箇所において「ステップアップ講座」を実施、「チームオレンジ」モデル拠点を立ち上げた。

【課題と今後の対応】

- 企業・職域型、学生を対象とした認知症サポーター養成講座の開催を継続し、更なるサポーター養成と活躍の場を拡大するため、認知症地域支援推進員と連携し活動を支援していく。
- モデル拠点以外での「ステップアップ講座」の開催に向け、対象者や開催方法等について、認知症地域支援推進員と引き続き検討していく。

②相談先の周知

【取組内容】

- 必要な方が迅速かつ正確に必要な情報が得られるよう作成した認知症サポートブックの内容について認知症地域支援推進員とともに確認した。

必要時に、高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターやおれんじサポートチーム等の認知症の相談窓口となる機関が相談者へ配付できるよう支援した。
- 市ホームページに認知症サポートブックを掲載しダウンロードができるようにしている。また、「高齢者保健福祉のしおり」等にも掲載し、認知症によって生活がしづらくなった時に一緒に考えられる媒体としても周知した。

【課題と今後の対応】

- 引き続き、認知症サポートブックが必要な方の手に届くような周知方法や活用方法について、認知症地域支援推進員と共に検討し、内容についても適宜見直しを図っていく。

I 地域包括ケアシステムの確立

4 認知症施策の総合的な推進

(1) 普及啓発・本人発信支援

③本人発信支援

- 認知症の方ご本人の声の発信



③本人発信支援

【取組内容】

- 認知症の方ご本人が参加される認知症カフェ等において、ご自身の生活状況等を話す機会ともなっているため、認知症地域支援推進員が認知症カフェの開催支援を行った。

「認知症について考える市民セミナー」において「本人が語る認知症～みんなが暮らしやすいまちを考える～」のDVDを上映し、本人の言葉で思いを伝える機会を設けた。会場参集に加え、オンラインでの配信も行った。

【課題と今後の対応】

- 本人同士が語り合う「本人ミーティング」について、認知症地域支援推進員や地域包括支援センター等と連携しながら開催について検討していく必要がある。

(2) 予防

○認知症予防に資する活動の周知 や相談支援

○地域における取組事例の発信



○認知症予防に資する活動の周知や相談支援

【取組内容】

- 新型コロナウイルス感染症の発症状況により、多くの認知症カフェ・通いの場等の開催が中止となったところが多かったが、開催できたところではその場を活用して認知症予防に資する活動の周知や相談支援を実施した。

【課題と今後の対応】

- 地域活動にあわせて、おれんじサポートチーム等が認知症予防に関する活動の周知や相談支援等を行っていく必要がある。

○地域における取組事例の発信

【取組内容】未着手。

【課題と今後の対応】

- 認知症予防に資する取り組み事例の集約方法や発信するための手法について、おれんじサポートチーム等をはじめとした関係機関と共に検討していく必要がある。

I 地域包括ケアシステムの確立

4 認知症施策の総合的な推進

(3) 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

①地域のネットワークの構築（早期発見・早期対応）

- 地域の関係者の理解促進やそれぞれの役割に応じた対応力の向上への支援

②医療・介護サービス体制の整備

- かかりつけ医等が、精神科医から必要な助言指導が得られる体制の検討

③認知症カフェの推進

- 認知症カフェ等居場所づくりを支援

④介護者への支援（再掲）

- 地域包括支援センター等による相談支援
- 家族介護者への支援



①地域のネットワークの構築（早期発見・早期対応）

【取組内容】

- 認知症サポートブックをおれんじサポートチームが開催する認知症予防教室で活用したり、地域の関係機関へ配付したりするなど、理解促進に取り組んだ。

【課題と今後の対応】

- 引き続き、早期発見、早期対応につなげられるよう、地域の関係者に対し、認知症サポートブックを活用しながら理解促進につなげていく。

②医療・介護サービス体制の整備

【取組内容】

- 地域包括支援センターが主体となり精神疾患者用のアセスメントシートを作成し、試験的に運用を行った。
- 認知症医療に係るネットワーク構築に向け、山形市医師会と共にアンケート調査を実施。より早期に専門的診断につなげられる体制構築に向け、関係機関と共に検討を行った。

【課題と今後の対応】

- 精神疾患者用のアセスメントシートを他機関と共に用いていく、そこから精神科医からの必要な助言へつなげていく必要がある。
- 医療連携ネットワークの構築に向け、引き続き検討を進め、活用できるツールを関係機関と共に作成・普及していく必要がある。

③認知症カフェの推進

【取組内容】

- 認知症地域支援推進員が各認知症カフェの状況を把握した。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、予定していた交流会は行わず、「紙面de認知症カフェ交流会」を作成し情報を共有した。

【課題と今後の対応】

- 引き続き、認知症地域支援推進員が認知症カフェの状況を把握しながら、活動再開・継続に向け必要な支援を進めていく。

④介護者への支援（再掲）

10頁 (5) 介護者支援 参照

4 認知症施策の総合的な推進

(4) 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援

①チームオレンジの構築に向けた取組の推進

- ステップアップ講座の開催
- チームオレンジコーディネーター等、必要な体制整備の検討

②見守り体制や搜索ネットワークの構築

- 引き続き、見守り体制を強化する
- 早期発見・早期保護のため本人や家族のニーズに応じた方法の検討

③地域における支え合いの推進

- 「介護マーク」の普及



①チームオレンジの構築に向けた取組の推進

【取組内容】

- 認知症カフェをモデル拠点として「ステップアップ講座」を開催し、市内2か所に「チームオレンジ」を立ち上げた。

【課題と今後の対応】

- チームオレンジコーディネーター等、必要な体制整備の検討を継続する。
- チームオレンジモデル拠点について、関係機関等と検討し活動内容の把握やその活動が継続できるような活動定着支援を行う。
- より実践的な活動ができる認知症サポーターを養成し、新たなチームオレンジを立ち上げるための「ステップアップ講座」のあり方について検討する。
- チームオレンジの活動を関係者へ周知するための報告会のあり方を検討し、開催する。

②見守り体制や搜索ネットワークの構築

- 愛の一聲運動（ヤクルト配布）を継続実施（187人）
- おかれり・見守り事前登録により山形警察署と徘徊者の情報を共有（登録者数467人）

【課題と今後の対応】

- 引き続き事業を実施し、多方面からの見守りや声かけが行われるよう関係機関と連携する。

③地域における支え合いの推進

【取組内容】

- 引き続き介護マークの周知・普及に取り組んだ。

【課題と今後の対応】

- まだまだ介護マークへの理解・周知が十分でないため、幅広い媒体等を活用した周知に取り組む。

I 地域包括ケアシステムの確立

4 認知症施策の総合的な推進

(4) 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援

④権利擁護の取組の推進（後掲）

- 成年後見制度の利用促進

⑤若年性認知症の人への支援

- 若年性認知症への理解促進

④権利擁護の取組の推進（後掲）

- 23頁（1）成年後見制度の利用促進 参照

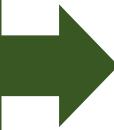
⑤若年性認知症の人への支援

【取組内容】

- 山形県が設置している「さくらんぼカフェ」で開催している若年性認知症を対象としたカフェ「なのはな」におれんじサポートチームの認知症地域支援推進員が参加し、県で配置してある若年性認知症コーディネーターと連携しながら、必要に応じた支援ができるよう連携体制を構築している。

【課題と今後の対応】

- 若年性認知症に関する現状やニーズ把握を行いながら、周知啓発等の必要な支援を行う。
- 引き続き、「さくらんぼカフェ」や「なのはな」への参加を通して、県若年性認知症コーディネーターと山形市の認知症地域支援推進員が連携していく。



I 地域包括ケアシステムの確立

5 介護現場の革新

(1) 介護人材の確保・定着

①介護の魅力発信

- 県や関係団体との連携
- 介護の魅力を発信する事業を実施

②外国人材の受入環境整備

- 日本語教育支援
- 居住支援協議会の組織化等を検討

③高齢者の雇用促進

- 入門的研修の実施
- 就労機会の創出



①介護の魅力発信

【取組内容】 ○ KAiGO PRiDOの実施

山形市内特別養護老人ホーム施設長連絡会と連携し、山形市内の介護職員による介護の魅力を発信する動画を制作し、テレビCM放送（R5.3月TUYで放送）を行った。また、10月1日に開催した「KAiGOのおしごとひろば」では、霞城セントラルアトリウムでの介護職員のポートレート展示を実施した。（来場者250名）

○ KAiGOの魅力発信フェスティバル

山形市特定施設連絡協議会及び山形市内特別養護老人ホーム施設長連絡会と連携し、KAiGO PRiDO WEEK（R5.2.18～2.26）に合わせオンライン形式で、「介護から多様性を考える～LGBTQ介護士からの視点～」をテーマに講演会（R5.2.20）を行った。参加者数 66名（うち高校生35名）

【課題と今後の対応】 ○ 学生等の若年層へどのようにして情報発信を行っていくか

- 学生等の情報発信力の活用（東北文教大学短期大学部との連携）

②外国人材の受入環境整備

【取組内容】 ○ 山形市住宅確保要配慮者居住支援協議会の設立（R5.2.15設立）

（県宅建協会、県住宅供給公社、介護事業所、市社会福祉協議会、一社・県地域包括支援センター等協議会、市障がい者自立支援協議会ほか市関係各課で構成）

【課題と今後の対応】 ○ 山形市内の住宅確保要配慮者の課題と対策の情報交換

③高齢者の雇用促進

【取組内容】 ○ 高齢者就業相談会（相談窓口「よりあい茶屋」、やまがたおしごと広場）

高齢者就業セミナー（15名）（10/5、3/28）、企業説明会（15社）（11/16）

- やまがた生涯現役促進地域連携事業協議会との連携

市内各所で出張相談会を行い高齢者の就業につなぐ取組を実施（年間23回実施）

- 担い手養成研修（訪問A従事者及び支え合いによる生活支援の担い手養成）の開催（R4：3回（35人参加））

【課題や今後の対応】

- 山形市社会福祉協議会と連携した、担い手養成研修を開催
- 各研修や講座等の体系化を図り、受講生を確保

I 地域包括ケアシステムの確立

5 介護現場の革新

(1) 介護人材の確保・定着

④若年者の雇用促進

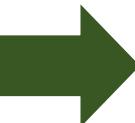
- 若年者や学校関係者の介護に対する理解促進

⑤潜在介護福祉士等の復職支援

- 関係機関と連携し、復職支援セミナー等を開催
- 復職支援プログラムの検討

⑥ハラスメント対策

- ハラスメント対策の好事例集を作成
- 解決につながる体制を整備



④若年者の雇用促進

【取組内容】 ○学校での認知症サポーター養成講座開催

南沼原小学校、蔵王第一中学校（1学年、2学年）、山形Vカレッジ、
山形歯科専門学校 受講者数434人（うち小中高校380人）

【課題と今後の対応】

- どのようにして開催学校を増加させるか
- 山形県及び山形市の教育委員会への協力依頼

⑤潜在介護福祉士等の復職支援

【取組内容】

○山形県福祉人材センターと連携した、介護の有資格者届出制度の周知（届出実績84人）やKAIGO PRIDE動画等の情報発信、 KAIGO のおしごとひろばでの相談窓口設置（R5.10.1）

○山形県福祉人材センター、山形市特定施設連絡協議会、山形市内特別養護老人ホーム施設長連絡会と連携した、復職支援プログラムの実施（R4は参加希望者なし）

【課題と今後の対応】 ○専門性の高い研修へのニーズに対応する必要がある

- 就業空白期間に合わせた、復職支援プログラムのフォローアップ

⑥ハラスメント対策

【取組内容】 ○ハラスメント研修 山形県社会福祉協議会による社会福祉専門講座「利用者・家族からのハラスメントへの対応」（管理者向け）の開催

（R5.9.5） 山形市内特別養護老人ホーム施設長連絡会と連携した「ハラスメント対策講座」（職員向け）、実践型グループワーク研修の開（R5.3.6）（参加者34名）（聖隸クリストファー大学、篠崎准教授、県社会福祉協議会、山形市内特別養護老人ホーム施設長連絡会、山形市の連携）

【課題と今後の対応等】

- 実践力向上のため、グループワーク研修の実施
- 山形市における事業所の取組状況に合わせた研修プログラムの構築
- アンケート調査・好事例集の検討

I 地域包括ケアシステムの確立

5 介護現場の革新

(2) 生産性の向上による業務の効率化・質の向上

① 業務改善、ロボット・ICTの活用

- 生産性向上の取組に関する好事例集の作成
- 地域医療介護総合確保基金を活用した支援
- チームケアの推進に向けた支援の検討

② 文書量削減

- 提出書類等や手続きの簡素化

③ 事業所間の連携推進

- 地域の小規模法人等の人材確保や災害対策等の取組を支援



① 業務改善、ロボット・ICTの活用

【取組内容】 ○ 生産性向上のモデル事業、フォローアップセミナー、実践報告会の実施。

働きがいのある職場づくりのための実践ワークショップ（R4.8.8_17名）
介護現場の「生産性&働きがい」向上フォローアップセミナー（生産性向上におけるテクノロジーの活用とケーススタディ）（R5.2.3、2.27_8名）
介護現場の業務改善成果報告会（R5.3.24・31名）を開催した。

山形市特定施設連絡協議会が実施した、介護現場の「生産性&働きがい」向上のための実践セミナー＆ワークショップ（R5.1.23・9名）の支援。

各種セミナー参加者 65名

○ 山形県地域医療介護総合確保基金の周知

【課題と今後の対応】

- 横展開のための仕組みづくり

- 生産性向上モデル事業の実施（テクノロジー活用の検討）

② 文書量削減

【取組内容】 提出書類の原則押印廃止。国の様式に合わせて標準化。

【課題と今後の対応】 介護サービス情報公表システムを利用した指定申請等にかかるオンライン申請を、令和4年度中に一部導入。

③ 事業所間の連携推進

【取組内容】

- 山形市内特別養護老人ホーム施設長連絡会及び山形市特定施設連絡協議会に対する補助

介護の魅力発信（再掲）、ハラスマント対策講座（再掲）、介護現場の「生産性&働きがい」向上セミナー、働きがいのある職場づくりのための実践ワークショップの開催（再掲）、地域貢献事業のほか災害時の連携強化等

【課題と今後の対応】

- 継続して、連携推進に向けた支援を行う。

I 地域包括ケアシステムの確立

6 介護サービスの基盤整備と高齢者向け住まいの確保

(1) 介護サービス・高齢者向け住まいの整備・管理等

①施設・居住系サービス

- 短期入所生活介護から特別養護老人ホームへの転換
(R4 : 20床、R5 : 10床)
- 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の整備
(R5 : 18床)
- 特定施設入居者生活介護の整備 (R4 : 170床)

②居宅サービス

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備
(R5 : 1事業所)

③高齢者向け住まい

- 居住支援協議会の組織化等の検討
- 住まいと支援の一体的提供の検討



①施設・居住系サービス

【取組内容】

- 短期入所生活介護から特別養護老人ホームへの転換をする事業者を公募により選定し、整備した。
(R4 : 20床、R5 : 10床 計30床転換済)
- 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の整備事業者を公募のうえ選定し、令和5年度は開設準備補助として、補助金を交付した。(R4整備、R5開設 : 18床)
- 有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅から特定施設入居者生活介護への転換をする事業者を令和3・4年度に公募により選定し、整備した。 (R4 : 62床転換済)

【課題と今後の対応】

- 整備予定数に達しなかった特定施設入居者生活介護について、R5年度においても再度、公募を実施する。

②居宅サービス

【取組内容】

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備事業者を公募のうえ選定した。令和5年度は開設準備補助として、補助金を交付した。(R4整備、R5開設 : 1事業所)

【課題と今後の対応】

- 引き続き、需給バランスや圏域バランスを踏まえた整備量となるように管理し、サービスの充実や整備促進に取り組む。

③高齢者向け住まい

【取組内容】

- 山形市住宅確保要配慮者居住支援協議会を設立

【課題と今後の対応】

- 協議会構成員の連携推進及び住宅確保要配慮者との情報交換
- 住宅確保要配慮者や市の実状を踏まえ、相談窓口設置を検討

I 地域包括ケアシステムの確立

6 介護サービスの基盤整備と高齢者向け住まいの確保

(2) 介護サービス・高齢者向け住まいの質の向上

① 介護サービス事業者への適切な指導・監督

- 実地指導や集団指導による質の向上
- 各種加算の取得につながる環境整備

② 高齢者向け住まい等の適切な検査・指導

- 高齢者の自立支援等に向け適正なサービス利用となる取組の強化

③ 医療ニーズへの対応力の向上

- 医療的ケアに関する研修等の効果的な周知
- 介護事業所等と医療機関の連携支援



① 介護サービス事業者への適切な指導・監督

【取組内容】

- 計画的な運営指導※の実施（R4：新型コロナ感染拡大により延期）、
集団指導の実施、加算の取得につながる各種研修の案内周知。
※R4より実施指導を運営指導に変更

【課題と今後の対応】

- 新型コロナ感染拡大により延期にした事業所への運営指導を計画的に実施。

② 高齢者向け住まい等の適切な検査・指導

【取組内容】

- 計画的な立入検査の実施（R4：1事業所）

【課題と今後の対応】

- 外部サービスの利用状況を確認し、高齢者の自立支援等
に向け適正なサービス利用となる取組を実施。

- 新型コロナ感染拡大により延期にした事業所への運営指導を計画的に実施。

③ 医療ニーズへの対応力の向上

【取組内容】

- 在宅医療・介護連携推進事業において、多職種を対象とした、医療・
介護的知識の向上や意思決定支援、連携促進に向けた研修や介護事業
所、医療機関への出張勉強会、在宅療養事例集の周知を実施
(R4:研修7回)

【課題と今後の対応】

- 高齢化や病床の機能分化が進む中、在宅療養の普及を進め、多機関が
連携したチームによる支援体制（看取りや認知症への対応を含む）を
構築していくため、連携体制強化に向けて、意思決定支援などの研修
等を継続していく。

- 県や職能団体と連携し、喀痰吸引等の医療的ケアに関する研修、認定
看護師や専門看護師による研修等が効果的に活用されるよう、コロナ
禍の状況に合わせ周知するとともに、介護事業所等と病院等との連携
が進められるよう支援していく。

I 地域包括ケアシステムの確立

6 介護サービスの基盤整備と高齢者向け住まいの確保

(2) 介護サービス・高齢者向け住まいの質の向上

④ 介護サービス相談員の充実

- 有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅を派遣対象に加えるため必要な体制整備と事業所の理解促進

⑤ 事業者における情報交換等の自主的な取組の推進（再掲）

- 各事業者が情報共有等できる体制の構築

⑥ 障がい福祉と介護保険サービスの連携推進

- 障がい福祉制度の相談支援専門員との連携強化

⑦ サービス情報の提供

- 「介護保険と高齢者保健福祉のしおり」等による、介護保険についての分かりやすい情報提供
- サービス種別ごとに目的や効果を伝えるリーフレットを作成



④ 介護サービス相談員の充実

【取組内容】 ○ 介護サービス相談員16人体制で、64施設に例年は訪問活動を実施。令和3年度まではコロナ禍により訪問活動を停止していたが、周知活動として「介護サービス相談員だより」の配布の他、複数施設での施設職員との面談や1施設における利用者面談を再開した。

【課題と今後の対応】 ○ アフターコロナにおける訪問活動の完全再開。

⑤ 事業者における情報交換等の自主的な取組の推進（再掲）

【取組内容】 ○ 2頁 ⑤ 基幹型地域包括支援センターの役割の強化 参照
○ 基幹型地域包括支援センターを中心として、介護サービス種別ごとの連絡会の開催を支援し、情報共有やスキルの向上、サービスに係る課題の検討など、各事業所が共に高め合う体制

【課題と今後の対応】

○ 各地域包括支援センターにおける課題整理方法の見直しや課題整理の方法などについて検討が必要である。

⑥ 障がい福祉と介護保険サービスの連携推進

【取組内容】 ○ 地域包括支援センターのブロック情報交換会を活用し、相談支援事業所との情報交換会を開催することで、困難事例の検討や情報共有を実施

【課題と今後の対応】 ○ 地域包括支援センターだけでなく、居宅介護支援事業所と相談支援事業所の連携の強化が必要である。

⑦ サービス情報の提供

【取組内容】

- ケアマネジャーが利用者やその家族にサービスの説明をする際、十分な理解のもとに適切なサービスにつながるよう、サービス事業所と連携しながら種別ごとのチラシを作成（R4：チラシ4種類）
- 介護保険制度について、サービスの利用までの流れや各種サービスについての情報を、冊子やリーフレット等に分かりやすくまとめ、すべての高齢者世帯への配布や窓口での情報提供に活用した。

【課題と今後の対応】

○ サービス事業所と連携しながら種別ごとのチラシを追加で作成し、効果的な周知・設置を行う。

○ 今後もすべての高齢者世帯への配布や窓口での情報提供を継続する。

I 地域包括ケアシステムの確立

7 権利擁護

(1) 成年後見制度の利用促進（権利擁護の取組の推進）

① 地域連携ネットワークの強化

- 山形市成年後見センターを中心に、地域や関係団体と連携強化

② 周知・広報

- 市民のほか、地域や関係機関への周知を推進
- 成年後見センターによる出前講座等広報活動の実施

③ 相談対応

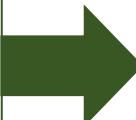
- 相談窓口の周知を推進

④ 成年後見制度利用促進

- 引き続き、市民後見人養成講座を実施

⑤ 後見人支援の推進

- 後見人への相談助言による後見人の底上げを図る
- 専門的課題解決のため助言等を行う支援体制を構築



【取組内容】

① 地域連携ネットワークの強化

- 関係機関で構成する「成年後見推進協議会」を開催。
令和4年度：第1回・R4/7/26・第2回・R5/2/17。

② 周知・広報

- パンフレット・後見センターだよりの配布による制度周知。
- 出前講座による制度等の周知：R4・11回。
- 市民向け「後見制度セミナー」の開催。
R4/8/22開催。制度の活用方法及び個別相談。参加者16名。

③ 相談対応

- 「介護保険と高齢者保健福祉のしおり」へ相談窓口掲載。
R4年度後見センターにおける相談対応数470件。
- 福祉まるごと相談員等との連携した対応。

④ 成年後見制度利用促進

- 成年後見市長申立て件数：R4年度28件。
- 後見人等報酬助成件数：R4年度47件（うち親族申立て案件2件）。
- 受任者調整会議（ケース方針調整会議）を月に一度開催。
- 市民後見人養成講座の開催：全9回・受講者12人・修了者9人。

⑤ 後見人支援の推進

- 弁護士等専門家より助言を得る「専門職派遣事業」を実施。
利用実績：R3・5件。R4・1件。
- 市長申立て案件に関しては、後見人等選任後に「後見支援チーム会議」を開催し、関係者の連携体制の確認を行っている。

【課題と今後の対応】

- 被後見人が抱える課題が複雑化しており、処遇が困難。
→後見人を複数の関係者で支援する「チーム支援」の実施。
- 親族申立て案件への制度利用拡大（報酬助成・専門職派遣）。
→R4に作成した「利用支援事業リーフレット」の効果的な周知。
- 市民後見人の受任ケースが少ない。
→直接及び専門職からのリレー受任増加を家庭裁判所と検討する。

I 地域包括ケアシステムの確立

7 権利擁護

(2)高齢者虐待の防止

①広報・普及啓発

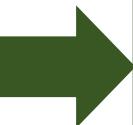
- 高齢者虐待対応ハンドブックを活用した普及啓発

②ネットワーク構築、行政機関連携

- 円滑な支援体制の構築
- 高齢者虐待防止連絡協議会の定期的な開催等による
関係機関の連携体制を構築

③相談対応

- 高齢者虐待防止ハンドブックを活用した研修を実施
- 加害の立場にある養護者への適切な支援



【取組内容】

①広報・普及啓発

- 「介護保険と高齢者保健福祉のしおり」へ相談窓口掲載。
- 地域包括支援センターによる各地区への周知。
- 権利擁護セミナー：R5/2/21開催・参加者127人（オンライン等）
「笑う門には良い介護～虐待が抱擁に変わる時～」。
※R3が好評だったため、R4も同テーマ・同講師とした。

②ネットワーク構築、行政機関連携

- 「虐待防止連絡協議会」における関係機関との情報共有。
令和4年度：R4年9月に書面により開催（新型コロナ対応）。
- 高齢者虐待対応多機関連携ワーキンググループ
複雑化した課題を抱える高齢者虐待案件に多機関が連携して
対応するために組織化。アンケート調査による実態把握を踏ま
えて、R5年1月にケアマネジャー対象研修会を開催した。

③相談対応

- 「高齢者虐待防止ハンドブック」を通した対応体制構築
地域包括支援センター権利擁護部会におけるハンドブックを
共有するとともに、虐待事例のロールプレイを行い、養護者支
援を含めた、職員の相談対応向上を図った。

【課題と今後の対応】

○虐待事案対応体制の再構築

→ワーキンググループ活動を引き続き行う。

R5年度は、ケアマネジャー対象研修を受け、より身近に高齢者に接するサービス事業者を対象とした研修等を検討する。

併せて、医療機関や一般市民への周知啓発方法を検討する。

また、連携体制構築のため、ハンドブックに掲載されている
「虐待対応フローチャート」を関係機関に周知する。

I 地域包括ケアシステムの確立

8 安全・安心な暮らしができる環境づくり

(1) 移動手段の確保

①路線バス、コミュニティバスの利用促進

- ニーズに応じた路線バス等の移動手段の確保を図る

②高齢者外出支援事業、運転免許証自主返納者タクシー券交付事業の推進

- 高齢者外出支援事業、運転免許証自主返納者タクシー券交付事業について、交通系ICカード導入状況等を踏まえ、必要な見直しを進める

③地域住民による移動支援の促進

- 引き続き、移動支援を行う地域支え合いボランティア活動等に対し、補助を行う

④社会福祉法人による移動支援の促進

- 移動支援の好事例等を紹介し、多くの地域へ活動が広まるよう支援する



①路線バス、コミュニティバスの利用促進

【取組内容】

- 令和4年度7月から「山形市シルバー3ヶ月定期券」について、乗車運賃相当額（自己負担額を除く）を市が負担する実績払い方式に改め、乗り放題区間を山形市内とした。また自主返納タクシー券との併用を可能とする拡充を図った。変更への周知活動として、対象者への通知発送や、事業者及び関係課と「乗り方教室」を全コミュニティセンターで実施した。

【課題と今後の対応】

- 関係機関と連携しながら、市民がわかりやすく公共交通機関を利用できるよう、施策を検討していく。

②高齢者外出支援事業、運転免許証自主返納者タクシー券交付事業の推進

【取組内容】

- 高齢者外出支援事業、運転免許証自主返納者タクシー券交付事業の継続実施。
 - ・高齢者外出支援事業 定期券発行人数4,113人
 - ・運転免許証自主返納者タクシー券交付人数748人

【課題と今後の対応】

- 事業変更に伴う実績を的確にとらえながら今後の取組みに生かしていく。

③地域住民による移動支援の促進

【取組内容】

- 住民主体による移動支援活動を行う団体に補助を実施（R4：3団体）

【課題と今後の対応】

- 既存の活動を支援していくとともに、新たな活動の創出のため、地域資源や地域ニーズを把握する必要がある。

④社会福祉法人による移動支援の促進

【取組内容】

- 生活お役立ちガイドブックを通して、施設による移動支援を周知した。

【課題と今後の対応】

- 第2層生活支援コーディネーター等と連携しながら、地域のニーズと法人による支援のマッチングを検討していく。

I 地域包括ケアシステムの確立

8 安全・安心な暮らしができる環境づくり

(1) 移動手段の確保

⑤高齢者移送サービス事業、福祉有償運送の推進

- 引き続き、高齢者移送サービスを実施
- 福祉有償運送の新たな担い手確保等を支援

⑥新たな移動支援サービスの構築

- MaaS等の新しいモビリティーサービスの活用を視野に入れ、新たな移動支援サービスの創設を検討し、モデル事業を実施

⑦安全性の向上に向けたバリアフリー化等の推進

- 山形県やさしいまちづくり条例等に基づき、バリアフリー化の普及推進を図る



⑤高齢者移送サービス事業、福祉有償運送の推進

【取組内容】

高齢者移送サービスを継続実施
交付件数141件、利用回数387回

- 公共交通会議や、市の施策との連携による福祉有償運送事業の課題を検討した。

【課題と今後の対応】

- 引き続き事業を実施し、利用者の実態に適したサービスの提供を継続する。
- 福祉有償運送の実施や、他課からの意見等も聞きながら、新たな担い手の確保等について引き続き検討を続けていく。

⑥新たな移動支援サービスの構築

【取組内容】

- 既存の民間タクシー等への同乗をコーディネートする事業について、住民の協力を得て、2地区（出羽地区及び南沼原地区）でモデル的に開始した。

【課題と今後の対応】

- 上記モデル事業をさらに中山間地1地区で住民が主体となって実施し、タクシーの同乗の需要や、それにより生まれる交流、コーディネートの可能性を探る。

⑦安全性の向上に向けたバリアフリー化等の推進

- 山形県やさしいまちづくり条例等に基づき、バリアフリー化の普及推進を図る

I 地域包括ケアシステムの確立

8 安全・安心な暮らしができる環境づくり

(2) 見守り・声かけの推進

- 愛の一聲運動、緊急通報システム事業等の地域における住民同士の見守りや声かけが行われるよう周知する
- おかえり・見守り事前登録事業等各種事業の実施やライフライン事業者等の関係機関の連携による包括的な見守り体制を構築



【取組内容】

- 愛の一聲運動の実施継続 登録者187人
- 緊急通報システム事業の実施継続 登録者232人
- おかえり見守り事前登録事業の実施継続 登録者467人
- 高齢者等見守りネットワーク
訪宅事業者に加えライフライン事業者も取り組みに参画した。
(R4: 23社)

【課題と今後の対応】

- 引き続き事業を実施し、多方面からの見守りや声かけが行われるよう関係機関と連携する。

I 地域包括ケアシステムの確立

8 安全・安心な暮らしができる環境づくり

(3)防災対策の推進

①地域の防災ネットワークの構築

- 地区防災計画、福祉マップ等を活用し、各地区的連携体制の構築を支援

②山形市避難行動支援制度

- 要支援者名簿や個別計画の効果的な活用に向けた関係者への理解促進

③高齢者の避難体制の確保

- 高齢者施設等やホテル協会等と連携し、福祉避難所の充実を図る

④介護サービス事業所等における災害対策の推進

- 避難計画の策定や避難訓練の実施についての指導・助言の実施
- 非常用自家発電設備等、水害対策に伴う改修への支援
- 危険区域に立地する事業所への危険区域外への移転等に向けた対応を検討



①地域の防災ネットワークの構築

【取組内容】

- 各地域包括支援センターのネットワーク連絡会等で、防災をテーマに協議し、避難行動支援制度の周知、連携体制の構築を図った。

【課題と今後の対応】

- 地区防災計画、福祉マップ等を活用して地域における連携体制を構築する。

②山形市避難行動支援制度

③高齢者の避難体制の確保

【取組内容】

- 3カ月に1回、避難支援関係者へ要支援者名簿を提供。
- 広報やHP等で制度を周知している。
- 高齢者施設やホテル協会等との情報共有

【課題と今後の対応】

- 居宅介護支援事業所と業務委託契約により、優先度の高い要支援者(高齢者)に対して個別避難計画を作成するモデル事業を実施する。
- 引き続き高齢者施設等やホテル協会等と情報共有を図る

④介護サービス事業所等における災害対策の推進

【取組内容】

- 国の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の事業メニューを活用し、非常用自家発電設備、水害対策に伴う改修等への補助を行う。
- 介護老人保健施設1件、認知症グループホーム1件に対し補助予定(令和5年度へ繰越)

【課題と今後の対応】

- 引き続き、事業者へ補助事業について周知していく

I 地域包括ケアシステムの確立

8 安全・安心な暮らしができる環境づくり

(4) 感染症対策と継続的なサービス提供

① 感染防止対策の徹底

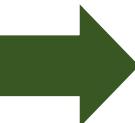
- 集団指導、研修会の開催等により助言・指導を実施
- 地域活動における感染防止対策のための支援

② 衛生用品の確保支援

- マスク、消毒液等の確保について山形県と連携し支援

③ 感染症発生時の対応

- 業務継続計画の策定や代替サービスの提供体制の構築を支援



① 感染防止対策の徹底

【取組内容】

- 福祉施設職員を対象とした感染症予防対策研修会の実施。

【課題と今後の対応】

- 引き続き、運営指導や個人防護具の着脱訓練を含めた研修会等を通じて助言・指導を実施。

② 衛生用品の確保支援

【取組内容】

- 備蓄している衛生用品を、感染者等が発生し初期対応で不足する恐れのある事業所に対し配布。

【課題と今後の対応】

- 引き続き、事業所の感染症予防対策を支援するとともに、サービス継続のための衛生用品の備蓄を各事業所に協力依頼。

③ 感染症発生時の対応

【取組内容】

- 運営指導や集団指導において業務継続計画の策定について指導。

【課題と今後の対応】

- 引き続き、運営指導や集団指導において業務継続計画の策定について確認するとともに、訓練の実施や計画の見直しについても指導。

1 要介護認定体制の確保

(1)認定調査

- 区分変更申請について、居宅介護支援事業者等への委託を拡充



【取組内容】

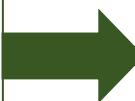
- 認定調査を遅滞なく実施するため、居宅介護支援事業者等の意向を確認しながら、区分変更申請の認定調査1,160件のうち、630件を委託した。（参考：令和3年度 1,125件中508件を委託）

【課題と今後の対応】

- 認定調査の委託拡充にあたり、調査の統一性、正確性を確保するため、引き続き認定調査結果の全件チェックや検証調査・同席調査を実施していく。

(2)介護認定審査会

- 感染症拡大時においても安定的に開催できるよう、ICTを活用したリモート会議の体制整備



【取組内容】

- Web会議サービスを活用したリモート会議の実施体制について検討した。

【課題と今後の対応】

- 新型コロナウイルスなどの感染症拡大時に限らず、今後リモート会議の実施体制を整備する必要がある。「山形市Web会議サービス利用に関する実施手順（令和5年6月策定）」を踏まえながら、令和5年度内に整備できるよう、具体的な方策や実施手順について検討していく。

(3)認定についての相談体制

- 要介護認定申請に係る手続きについて、電子申請の体制を整備



【取組内容】

- 要介護認定申請を含めた介護保険に関する12の手続きについて、令和5年2月よりマイナポータルのぴったりサービスで電子申請が可能となるよう環境を整備し、市公式HPで周知した。

【課題と今後の対応】

- 今後も市公式HP等により、さらに周知を図っていく。
- 電子申請した場合でも、別途、介護保険証の原本を提出する必要があるなど、メリットを十分に生かせない面がある。今後も、国の動向を注視しながら必要な対応を行っていく。

II 介護保険制度の運営

2 介護給付の適正化

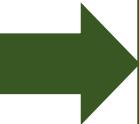
(1) 国の主要5事業の推進

①要介護認定の適正化

- 認定調査結果の全件チェックのほか、検証調査や同席調査を実施し、調査員への調査内容の確認や指導を行う

②ケアプランの点検

- 調査及び点検を通して、介護支援専門員に対し、改善すべき事項の伝達や評価等を行う



①要介護認定の適正化

【取組内容】

- 委託している認定調査（4,909件）について、介護認定審査会前に全件チェックを行った。
- 委託している認定調査について、施設に対する検証調査（8件）、居宅介護支援事業所等に対する同席調査（35件）を実施し、調査員への確認や指導を行った。

【課題と今後の対応】

- 調査の統一性、正確性を確保するため、引き続き認定調査結果の全件チェックを行い、調査内容の不整合箇所についての照会を通して調査員に確認・指導を行っていく。
- 施設への検証調査について、感染症の持ち込み予防の観点から入館に制限があるが、引き続き施設に確認を行なながら、適切に実施できるよう進めていく。

②ケアプランの点検

【取組内容】

- 書類による点検を10事業所（被保険者50人分）に対して実施し、ケアプランを作成した介護支援専門員に、改善すべき事項の伝達や評価等による支援を行った。

【課題と今後の対応】

- 限られた人員体制の中で、より効果的・効率的な取組となるよう、実施体制の充実を図るとともに取組手法を工夫していく必要がある。
- 専門的知識や経験を有する職員（介護支援専門員の有資格者）の確保に努める。また、研修会への参加などにより、職員の専門的知識や技術を向上させる。
- 対象事業所の選定や給付状況の確認にあたり、引き続き、山形県国民健康保険団体連合会から提供される帳票を有効に活用していく。

II 介護保険制度の運営

2 介護給付の適正化

(1) 国の主要5事業の推進

③住宅改修等の点検

- 住宅改修の工事見積りの点検及び訪問調査、
福祉用具 購入・貸与の訪問調査を行う。
- 地域ケア会議を通じ、受給者の自立支援に資する
利用を促進する。

④縦覧点検・医療情報との突合

- 点検及び突合結果を確認し、過誤調整処理を山形
県国民健康保険団体連合会に依頼し、適正な給付
を図る。

⑤介護給付費通知

- 毎年度、事業者からの介護報酬請求及び費用の給
付状況等を受給者に通知する。



③住宅改修等の点検

【取組内容】

- 住宅改修、福祉用具購入・貸与について、申請書類による点検を行ふとともに、大規模な改修など申請書類では必要性を確認できないものについて訪問調査を実施した。（実施数 6か所）
- 地域ケア会議を活用し、個々の事業者に対して適切な利用に向けた助言や支援を行った。

【課題と今後の対応】

- 申請書類では必要性を確認できないものについて、実態を適切に把握する必要がある。
- 引き続き、必要性に疑義があるものを対象として、訪問調査を実施するとともに、地域ケア会議を活用し、受給者の自立支援に資する利用を促進する。

④縦覧点検、医療機関との突合

【取組内容】

- 国保連と連携し、提供されたサービスの整合性や算定回数等の点検及び重複請求を防止する視点での医療情報との突合を行ふとともに、必要に応じて過誤調整により適正な給付を行った。

【課題と今後の対応】

- 引き続き、国保連と連携し適正な給付を行う。

⑤介護給付費通知

【取組内容】

- すべての受給者（11,224人）に対して、1年間で利用したサービスの種類や費用について書面で通知した。

【課題と今後の対応】

- 適正な利用に向けた理解をより深めることができるよう、通知方法等を工夫していく必要がある。
- 通知文書やその添付文書について、受給者にとって通知の目的や記載内容がより分かりやすいものになるよう改善する。

II 介護保険制度の運営

2 介護給付の適正化

(2) 山形県国民健康保険団体連合会との連携

- 適正化システムの活用など密接な連携を図る。
- 研修へ積極的に参加する。



【取組内容】

- 適正化システムを活用し、次の取組を実施
 - ・不適正・不正な給付の可能性のある請求を絞り込み、必要に応じて過誤調整を実施
 - ・ケアプラン点検において対象事業所の給付状況を確認
- 国保連主催の適正化システム研修に参加

【課題と今後の対応】

- 適正化システムの有効活用や研修受講等、国保連と密接な連携を継続

II 介護保険制度の運営

2 介護給付の適正化

(3) 適正化事業の推進方策の拡充

①指導監督体制の充実

- 適正化システム情報を活用し、指導監督体制の充実

②苦情・告発・通報情報の適切な把握及び分析

- 苦情・告発等により提供された情報等に基づき、指導監督を行なう

③不当請求あるいはご請求の多い事業者等への重点的な指導

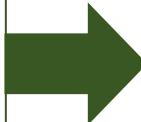
- 返戻及び減額等の請求が多い事業者に対し、重点的な指導・監督を実施

④受給者から提供された情報の提供

- 架空請求や過剰請求等の情報について、監査を実施

⑤適正化の推進に役立つツールの活用

- 見える化システムを活用した自己分析を行い、適正化事業の実施目標の明確化
- 山形県国民健康保険団体連合会の適正化システムを活用し、事業者の不正請求等の発見及び事業所の実情の理解につなげる。
- 自立支援型地域ケア会議において、医療・介護の多職種が協働してケアマネジメント支援を行い、適正なケアプラン作成を推進



①指導監督体制の充実

【取組内容】

適正化システムを活用した指導監督体制を関係課と検討。

②苦情・告発・通報情報の適切な把握及び分析

③不当請求あるいは誤請求の多い事業者等への重点的な指導

④受給者から提供された情報の提供

【取組内容】

○該当する事案は無し。

【課題と今後の対応】

○該当する事案が発生した場合は、担当課間で情報を共有し、適切に指導監督を実施。

⑤適正化の推進に役立つツールの活用

【取組内容】

○適正化システムを活用し、次の取組を実施

- ・不適正・不正な給付の可能性のある請求を絞り込み、必要に応じて過誤調整を実施
- ・ケアプラン点検において対象事業所の給付状況を確認

【課題と今後の対応】

○引き続き、適正化システムを活用して適正化の取組を推進

○見える化システムを活用した自己分析を行い、来期の目標設定に向け検討

II 介護保険制度の運営

2 介護給付の適正化

(4) 計画的な取組の推進

①山形県の取組との連携

- 山形県介護給付適正化計画において示された現状や課題認識を共有する。
- 山形県の支援措置の活用する。

②体制の整備

- 専門職の確保など職員体制及び必要な予算の確保する。

③事業の効果の把握とPDCAサイクルの展開

- 具体的な実施目標を設定する。
- 事業実施後の検証に基づく評価・見直しを行う。

④受給者の理解の推進

- 真に必要なサービスが適切に提供されることが適正化の目的であることを、受給者及び介護者等家族が理解を深められるように努める。

⑤事業者等との目的の共有と協働

- 適正化事業の目的を事業者と共有し、実現に向け協働できるよう、働きかけを行う。



①山形県の取組との連携

【取組内容】

- 県主催のケアプラン点検研修に参加した。

【課題と今後の対応】

- 今後も研修等の支援措置を積極的に活用する。

②体制の整備

【取組内容】

- 必要な専門職の人員配置を行った。

【課題と今後の対応】

- 適正化事業を推進していくため、必要な専門職の確保に努める。

③事業の効果の把握とPDCAサイクルの展開

【取組内容】

- 介護給付適正化に係る国の主要5事業について、具体的な実施目標を設定するとともに、実施事業について、検証に基づく評価・見直しを行った。

【課題と今後の対応】

- 毎年度、PDCAサイクルを取り入れた取組を実施する。

④受給者の理解の推進

【取組内容】

- 適正化の理解を深められるよう、すべての受給者に対して介護給付費通知を送付した。

【課題と今後の対応】

- 引き続き、本人や家族に対して適正化の理解をより深められるように努める。

⑤事業者等との目的の共有と協働

【取組内容】

- 集団指導やケアプラン点検等で、適正なサービス提供に向けた働きかけを実施した。

【課題と今後の対応】

- 引き続き、適正なサービス提供に向けた働きかけを実施する。

II 介護保険制度の運営

3 保険料の公平化

(1) 負担能力に応じた所得段階別保険料

- 第1号被保険者の保険料について、所得段階別に設定
- 第1段階から第3段階までの保険料について、消費税を財源とした公費の投入による負担軽減を実施



【取組内容】

第8期計画期間において次の取組を実施

- ① 第1号被保険者の保険料について、所得や世帯の課税状況に応じて段階別に設定した。
- ② 従来の第9段階を3つに細分化し、第10及び第11段階を新たに設定した。
- ③ 第1から第3段階（市民税非課税世帯）の保険料について、消費税を財源とする公費による保険料額の軽減を行った。
- ④ 第4段階における基準額（第5段階の保険料額）に対する割合をこれまでの0.9から0.85に引き下げ、公費による負担軽減の対象外となる低所得者の保険料負担を軽減した。

【課題と今後の対応】

引き続き、上記の取組を実施する。また、国の動向を注視しながら来期の取組について検討する。

(2) 納付指導

- 広報等による制度の理解や納付の必要性について周知を図る
- 65歳到達者等の普通徴収期間分の納付を促し、個々の状況に応じたきめ細かな納付指導を行う



【主な取組内容】

- ① 被保険者と家族の納付意識の啓発を図るため、「広報やまがた2月15日号」に保険料に係る記事を掲載した。
- ② 普通徴収保険料の口座振替を推進するため、納入通知書に口座振替依頼書を同封した。
- ③ 納付相談の際、速やかに完納することが困難な者には、その者の状況に応じた分納計画を立て、納付を促した。
- ④ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた者などに対して、その者の状況に応じて適切に減免を行い、保険料納付困難者に係る滞納の抑制を図った。
【減免状況】 減免対象者 70人 減免額 3,980,700円

【課題と今後の対応】

引き続き、制度の理解と納付の必要性について周知するとともに、個々の状況に応じたきめ細やかな納付指導を実施する。

【収納率】 全体収納率:98.51% 前年度比:0.15%増

▶現年度分:99.44% (特徴:100%、普徴:92.16%)

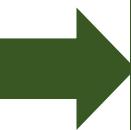
前年度比:0.05%増 (普:0.72%増)

▶過年度分:19.98% 前年度比:2.45%増

II 介護保険制度の運営

4 利用者負担の公平化

- 高額介護サービス費等の支給及び特定入所者介護サービス費の支給について、令和3年8月から利用者負担の公平化の観点で制度が変更されることから、該当する受給者の理解を得られるよう丁寧に説明していく。



【取組内容】

- 両制度について、市公式HP及び「介護保険と高齢者保健福祉の手引き」に掲載し周知した。
- 窓口や電話での問い合わせに対して丁寧に説明した。

【課題と今後の対応】

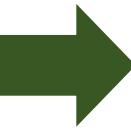
- 引き続き、受給者の理解を得られるよう丁寧な周知及び説明を行う。

5 利用者負担の軽減

(1)負担軽減制度

(2)制度の周知及び利用促進

- 各種負担軽減制度について、周知の徹底と適正な利用促進に努める。
 - ・高額介護サービス費等の支給
 - ・高額医療・高額介護合算制度
 - ・特定入所者介護サービス費の支給
 - ・社会福祉法人による利用者負担軽減制度事業
 - ・介護保険利用者負担助成事業
 - ・福祉用具購入と住宅改修の受領委任払い制度



【取組内容】

- 高額介護サービス費支給：延べ40,464人
- 高額医療合算介護サービス費支給：延べ2,624人
- 特定入所者介護サービス費支給：延べ17,255人
- 低所得者に対する利用者負担を軽減した社会福祉法人に補助金を交付：21法人
- 介護保険利用者負担助成事業の利用は無し
- 受領委任払い制度利用割合：福祉用具39.6 %
住宅改修71.9 %

【課題と今後の対応】

- 引き続き、各種負担軽減制度の周知と適正な利用を促進する。